

総務厚生常任委員会会議録

目 次

【開 会】	4
【議案第 1 号】 令和元年度矢板市一般会計補正予算（第2号）	4
【議案第 3 号】 矢板市印鑑条例の一部改正について	9
【議案第 4 号】 矢板市市税条例の一部を改正する条例の一部改正について	10
【議案第 5 号】 矢板市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について ...	12
【陳情第 1 号】 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情書 ...	14
【閉会中の継続審査の申し出について】	15
【委員長報告】	16
【閉 会】	16

1 日 時

令和元年 6月13日(木) 午前9時55分(開会)～午前10時51分(閉会)

2 場 所

第1委員会室

3 出席委員(8名)

委員長 櫻井 惠二

副委員長 中里 理香

委員 石塚 政行 神谷 靖 伊藤 幹夫

和田 安司 石井 侑男 中村 久信

4 欠席委員

なし

5 説明員(28名)

(1) 総合政策部(1人)

① 総合政策部長 三堂地 陽一

(2) 総合政策課(3人)

① 総合政策課長 室井 隆朗

② 電算統計班長 石川 民男

③ 政策企画担当 加藤 清美

(3) 秘書広報課(1人)

① 秘書広報課長 高橋 弘一

(4) 総務課(5人)

① 総務課長 塚原 延欣

② 行政担当 佐藤 賢一

③ 人事担当 小野崎 賢一

④ 財政担当 佐藤 裕司

⑥ 管財担当 船山 幸男

(5) 税務課(3人)

① 税務課長 星野 朝子

② 市民税担当 宮本 典子

② 資産税担当 荒浪 弘和

(6) 社会福祉課(2人)

① 社会福祉課長 石崎 五百子

② 社会福祉担当 橋本 幸江

(7) 高齢対策課(1人)

① 高齢対策課長 沼野 晋一

(8) 子ども課(4人)

① 子ども課長 田城 博子

② 健康支援担当 渡辺 理子

③ 子育て支援担当 齋藤 厚夫

④ 泉保育所長 塚原 由

(9) 健康増進課(1人)

① 健康増進課長 細川 智弘

(10) 暮らし安全環境課(2人)

① 暮らし安全環境課長 小野寺 良夫

② 危機対策班長 齋藤 正一

(11) 市民課(3人)

① 市民課長 柳田 恭子

② 市民・年金担当 田代 和子

③ 戸籍担当 前野 路代

(12) 出納室(1人)

① 出納室長 鈴木 康子

(13) 選挙監査事務局(1人)

① 選挙監査事務局長 森田 昭一

6 担当書記

黒崎 真史、水沼 宏朗

7 付議事件

- 【議案第 1 号】 令和元年度矢板市一般会計補正予算（第2号）
- 【議案第 3 号】 矢板市印鑑条例の一部改正について
- 【議案第 4 号】 矢板市市税条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 【議案第 5 号】 矢板市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 【陳情第 1 号】 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情書

8 会議の経過及び結果

【開 会】

-
- 委員長（櫻井恵二） ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しているから、会議は成立している。

ただ今から、総務厚生常任委員会を開会する。

(9時55分)

- 委員長 これより議事に入る。この委員会に付託された案件は、

【議案第 1号】 令和元年度矢板市一般会計補正予算（第2号）

【議案第 3号】 矢板市印鑑条例の一部改正について

【議案第 4号】 矢板市市税条例の一部を改正する条例の一部改正について

【議案第 5号】 矢板市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

【陳情第 1号】 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情書の5件である。

【議案第 1号】 令和元年度矢板市一般会計補正予算（第2号）

-
- 委員長 「議案第1号 令和元年度矢板市一般会計補正予算(第2号)」を議題とする。

提案者の説明を求める。

- 総務課長（塚原延欣）

（「令和元年度矢板市補正予算書」1頁を朗読、2頁から4頁までにより説明。）

（詳細について「令和元年度予算に関する説明書」4頁から10頁までにより説明。）

歳入

2款3項1目 森林環境譲与税税は、1, 200万円の増。

14款2項6目 教育費国庫補助金は、当初予算で東小学校のトイレ改修工事を実施するが、あわせて矢板小学校のトイレ改修工事も交付金事業の採択を受けたという

ことで、矢板小学校のトイレ改修工事の交付金分である。

1 5 款 2 項 4 目 農林水産業費県補助金は、昨年度末に新たに創設された補助事業で、農業用ハウス強靱化緊急対策事業費補助金ということで2分の1の補助率で、一般的に言うトンネル補助である。個人の方が強靱化する事業に対して2分の1県のほうから来て、それを個人に払うという補助金である。台風や雪害などに対応するもので、申請する場合には県内統一で6月補正でということで県から指示があったので、今回提出するもの。

1 8 款 1 項 1 目 財政調整基金繰入金は、財政調整基金の繰入金。

1 8 款 1 項 8 目 子ども未来基金繰入金は、3月に基金を設置した子ども未来基金からの繰入金。子どもの医療費の助成、小学生中学生の現物給付に代わるものとして、子育て支援のために柔軟な予算の執行を行うことで基金を設置したもので、基金のほうから3,000万円強を繰り入れるわけであるが、詳細は歳出のほうで説明するが、視力検査機の購入、おたふく風邪の予防接種、小中学校における給食費、教材費の補助ということでの経費である。

2 1 款 1 項 4 目 教育債は、矢板小学校のトイレ改修の起債である。充当率は75%である。

歳出

4 款 1 項 1 目 保健衛生総務費 母子保健事業の備品購入費120万円は、視力検査機の購入で、3歳6か月時に検査を行うということで、視力の異常の早期発見をし医療につなぐということである。子ども未来基金を使った事業である。

4 款 1 項 2 目 予防費 子ども予防接種事業の委託料は、おたふく風邪の予防接種の委託ということで、就学前に2回行う。1回目が1歳児、2回目が年長児ということである。子ども未来基金を原資としている。

6 款 1 項 2 目 農業総務費 農業総務事務の補助及び交付金は、農業用ハウスの強靱化に要するもので、矢板市の場合は雪害対策ということで暖房機を設置するという

もの。

6 款 2 項 2 目 林業振興費 森林経営管理事業は森林環境譲与税に基づくもの。報酬と嘱託員等社会保険料は、地域森林アドバイザーの7月から10カ月分が入っている。委託料は、森林GISシステムの導入のため。積立金760万円は、矢板市未来の森づくり基金というものを議案として提出しているが、そちらの基金のほうに積み立てておいて、10年後くらいがピークであると言われているので、それに向けて積んでいくもの。

この事業は、森林の所有者に適切な経営管理を促すために、適時伐採あるいは造林育成の事業を行うというもの。所有権などを森林GISを導入してそちらに入れていくという内容である。

10 款 2 項 1 目 学校管理費 学校一般管理費、小学校維持管理事業の工事請負費は、東小学校の1学年、2学年の普通教室6教室の背面の木製でベニヤが張ってあるロッカーが、経年でささくれ立っていて危険な状態であるので、それを更新するもの。

学校保健安全給食事業、小学校給食事業は、子ども未来基金の事業である。子ども未来基金をどのように活用するかということで保護者が求めるものと市が提供するものにずれがないようにということで小中学校のPTAの役員145人にアンケートをとった。その結果の上位のもので、かつ現物給付を行わない代替りのものである。全ての保護者にいきわたるようなものがよいということで、アンケートの最上位にあったのが給食費の助成ということであった。それと、学用品の購入助成が上位にあった。この2つが広く皆さんに行きわたるものであろうということで、補助及び交付金は市内に通学するお子さんの分で、扶助費は、矢板市民であるが、矢板市外に通学するお子さんの分。

給食費の内容は、米飯給食は矢板市産100%ということである。その米代相当分を補助するというので、1人5,500円となる。

10 款 2 項 2 目 教育振興費 教育振興費、小学校教育振興事業は、補助及び交付金

と扶助費とがあるが、1目の給食事業と同様で、矢板市内の学校に通う方と市外に通う方に分かれる。内容については、保護者が負担している教材費の一部を補助ということで1人5,000円である。

10款2項3目 学校建設費 小学校施設大規模改修事業、工事請負費は矢板小学校のトイレ改修工事で、矢板小学校のトイレ6カ所のトイレ改修に要するもの。

10款3項1目 学校管理費 学校保健安全給食事業、中学校給食事業。中学生は1人当たり6,600円である。金額以外は小学校と同様である。

10款3項2目 教育振興費 中学校教育振興事業は、教材の補助ということで1人当たり5,000円である。金額以外は小学校と同様である。

10頁の「給与費明細書」では、表の一番下から2行目、「比較」の欄の「その他の特別職」が1ふえている。地域林政アドバイザー分の1名増である。

説明は以上である。

○委員長 これより議案第1号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

○石井委員 トイレ改修事業で6,630万円という金額が載っているが、6カ所で6,000万円というと1カ所当たり1,000万円かかることになるが、一般的な我々の感覚からするとそんなに改修にかかるのかなというのが1点。

それから、補助についてであるが、国庫補助が2,383万6千円しか来ない。歳出が6,630万円ということは、27%で3割にも満たないが、国からの基準的な補助率なのか。それとも工事費の何%ではなくてあくまでも1カ所につきいくらかということで補助が来るのでこのような低い補助率になっているのか、その点について確認したい。

○総務課長 補助率は3分の1である。補助の額の出し方は、国のほうで㎡当たりの決めがあり、その基準に3分の1を掛けた額ということである。

6,000万円が高いのではというご意見については、適正に設計して金額を出している。東小学校のほうは当初予算の際に審査をいただいたが、東小学校は9カ所で

9, 000万円である。矢板小学校のほうも6カ所で6, 000万円であるので、東小学校も矢板小学校もトイレの便器の数など、同じ規模である。

工事の内容を説明させていただくと、今現在あるトイレの全て、床も打ち替えて張って、新しい便器を付けてトイレブースも全て作り直すということで、それが全部で6カ所ということでやはりどうしても水回りということで金額がかさむ部分なのかなということである。高いかなという感じもあるかと思うが、概ね1カ所当たり1, 000万円かかるということである。

○和田委員 国庫補助が3分の1ということであったが、地方債については後から交付税措置があるという解釈でよろしいか。

○総務課長 地方債については、交付税措置はない。

○中村委員 1点確認だが、地域森林アドバイザーと地域林政アドバイザーどちらが正しいかの確認と、その方の任務とどのような効果を期待されているのか。

○総務課長 まず、地域林政アドバイザーである。この方は県のOBの方で、林政の経験者ということで、アドバイザーになっていただき、今までの経験を活かしていただく。この事業は、森林の所有者に適正な管理をしていただくということで、まずは山が誰の持ち物かや、境界であったり山の状況の確認を準備として行う。まず自分で管理をやる方は経営をしてもらうが、山の経営をできない方は、林業の経営に適さない森林ということで市が自ら経営管理を実施するということに譲与税の中ではなっている。その市のほうでやるというときのアドバイスを受けることである。

○中村委員 内容は分かったが、新たにできた譲与税の関係で、アドバイザーに係る経費というのは国から譲与税として交付された中で賄うという考えでよいか。

○総務課長 歳入のほうで譲与税が1, 200万円、歳出でも1, 200万円ということでその中で人件費や委託費などの事務的なものを差引いて残ったものが760万円ということでそれを基金に積み立てるわけであるので、全て譲与税のほうで賄うということである。

○中村委員 状況は理解した。譲与税も新設されて、今後も森林整備のために交付されると思うが、先ほどの積立金というのは、実際に管理する上でのハード的な事業があると思うが、基金に積み立てておいて、今後はそういったものに充当していくという考えでよろしいか。

○総務課長 ご指摘のとおりで、これから土地の調査などをしていって、10年後くらいがそういった事業のピークとなる見込みである。ハード面というか間伐したりということになるが、そういったところのために760万円は積み立てておくということである。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第1号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第1号は、原案のとおり可決された。

【議案第 3号】 矢板市印鑑条例の一部改正について

○委員長 「議案第3号 矢板市印鑑条例の一部改正について」を議題とする。

提案者の説明を求める。

○市民課長 (柳田恭子)

(「提出議案説明書」1頁、議案第3号を朗読。)

(「議案書」5頁を朗読、6頁及び7頁により説明。)

現在、印鑑登録証明書の交付を受けようとする場合は、市の窓口で本人確認を行い、交付申請書に印鑑登録証を添えて申請することで交付を受けることができる。

それに加え、市民の利便性向上を目的として、令和元年10月1日から全国のコンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機で印鑑登録証によらない、マイナンバーカードを利用した印鑑登録証明書の取得が可能となることからその旨の条文を追加する所要の改正を行うもの。

条例では、印鑑登録証明書交付の規定に新たに第19条として多機能端末機による印鑑登録証明書の交付の項目を追加したものである。

説明は以上である。

○委員長 これより議案第3号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて、討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第3号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決された。

【議案第 4号】 矢板市市税条例の一部を改正する条例の一部改正について

○委員長 「議案第4号 矢板市市税条例の一部を改正する条例の一部改正について」を議題とする。

提案者の説明を求める。

○税務課長 (星野朝子)

「提出議案説明書」 1 頁、議案第 4 号を朗読。）

（「議案書」 8 頁を朗読、 9 頁から 13 頁により説明。）

この市税条例の改正については、平成 29 年 12 月定例会において議案第 13 号として提出し、議決をいただいている矢板市市税条例の一部を改正する条例の未施行部分のうち、本年 10 月 1 日までに改正を要するものについて、一部を改正するもの。施行日が異なる条文があるので、2 条に分けて改正をする。

改正内容については、先の 5 月の全員協議会において説明したとおりである。

第 1 条にある、附則第 14 条第 1 項関係は、初めて車両番号の指定を受けてから 14 年を経過した軽自動車の種別割の加算について法改正に伴い規定を整備するもの。

第 2 条にある、附則第 13 条関係は、間に条文を追加するために各条文を繰り下げる改正のほか、追加する第 2 項については、3 輪以上の軽自動車にかかる環境性能割の税率の判断基準について国土交通大臣の認定等によるものとする規定。同じく追加する第 3 項、第 4 項については、燃費不正により環境性能割の軽減を受け、納期限後に不正が判明した場合の規定である。第 3 項で、本来支払うべき環境性能割の不足額について、納税義務者を不正申請者または所有者とし、第 4 項で不足額の 1.1 倍の金額を払うこととするもの。

附則第 13 条の 2 の 2 を加える改正については、環境性能割の臨時的軽減で、令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日までの 1 年間に 3 輪以上の軽自動車を取得した場合に限り、環境性能割を 1% 軽減する規定である。対象は自家用車で、新車、中古車を問わない。

次の行は、平成 29 年の条例改正以降環境性能割に係る各種規定がされたため、追加条文が 5 条から 9 条になったことによる改正である。

9 行目から 11 行目までは、法改正に伴う種別割の加算に係る規定の整備である。

12 行目から 12 頁の下から 7 行目までは、現行の軽自動車税のグリーン化特例を

2 ヶ年延長する改正である。現在、環境性能割の優れた軽自動車については、購入の翌年度の軽自動車税が環境性能割に応じて、75%、50%、25%と軽減されている。この特例を令和2年度と令和3年度の種別割にも適用することとしたもの。

下から6行目、附則第5条の追加規定は、軽自動車税の環境性能割の適用を、令和元年10月1日以後に取得した軽自動車とし、種別割の改正を令和2年度以後とするもの。

附則は施行日の規定である。

説明は以上である。

○委員長 これより議案第4号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて、討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第4号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決された。

【議案第 5号】 矢板市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

○委員長 「議案第5号 矢板市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」を議題とする。

提案者の説明を求める。

○社会福祉課長（石崎五百子）

（「提出議案説明書」2頁、議案第5号を朗読。）

(「議案書」 14頁を朗読、15頁及び16頁により説明。)

災害弔慰金の支給等に関する法律というものがある。こちらは法律の趣旨として、自然災害等によってけがをしたり負傷したり、家屋等に相当の被害を受けた所得が一定額未満の世帯について、生活の立て直しについて市町村が貸し付けを行うもの。貸付の対象となる災害は、災害救助法による救助が行われた災害。

この法律の改正内容は、災害援護資金の貸し付け利率を年3%以内として条例で定める率とすること。貸付の際に保証人を付すかどうかは市で判断すべきものとされたこと。償還方法については、現行の年賦と半年賦に加え、月賦も認められたことなどである。

したがって、本市の貸付利率については、被災者の返済負担軽減を図るため、東日本大震災の特例に倣い、1.5%とし、保証人については債権管理の観点から保証人を必須とするが、一定条件のもと市長が認めるときはこの限りでないこととする。償還方法については、償還の利便性を考慮し、現行の年賦、半年賦に加え、月賦も選択可能とする。その他、所要の整備を行うものである。

説明は以上である。

○委員長 これより議案第5号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

○中村委員 1点、条例には付き物の、「市長が別に定める」というものがある。市長の判断によるということは条例の逃げ道としてあるが、基本的には条例は市に対する影響が大きいものなので、そこは条例において明らかにすべきだと考えのもとに質問する。

「市長が認めた場合」とあるが、これは既にこの条例が施行されると同時に市長が認めるものについての規定は存在しているということでしょうか。

○社会福祉課長 作ってある。

○伊藤委員 この事業に関して、今までに実績はあるか。

○社会福祉課長 東日本大震災の際に2件ほど対象者がいた。

○伊藤委員 そのときは返済期間というのはどれくらいであったか。

○社会福祉課長 個人によって変わるが、平成23年11月から最終が令和6年7月までである。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて、討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第5号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決された。

【陳情第 1号】 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情書

○委員長 次に、「国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情書」を議題とする。

事務局に陳情文書の朗読を求める。

○事務局 (「陳情文書表」1頁及び2頁を朗読。)

○委員長 意見はあるか。

○中村委員 ここにいろいろと掲げられている内容の中に、同感するものも一部はある。

国においても消費税引き上げ分をどのように社会保障費に回していくとか、そういうことはきっちりやっていかななくてはならないことであるとは思っているが、根本の引き上げを待ったとすべきということについては、今の状況を考えれば消費税率は上

げざるを得ない。ただ、上げるに当たっては、軽減税率の話も含めて様々な課題があることは認識しているが、根本的には上げざるを得ない、そして社会保障が充実して、高負担高福祉というところを視野に持っていかなくてはいけないであろうという認識のもとに、私としては、一部うなずける部分はあるが、根本の引き上げをしないということについては賛同しえないということで、不採択という考えである。

○和田委員 弱小事業主といたしましては、消費税が上がることは非常に危機感を覚えている。しかし、それは私個人の感想、意見であり、先ほど中村委員も言われたように消費税の目的、幼児教育の無償化や教育の無償化も実際に決定している。歳出が決まった中で歳入のほうが無くなるとは国の財政の経営が成り立つのかという心配がある。そのような観点から私としてはこの陳情は不採択と考えている。

○委員長 ほかに意見はあるか。

(なし)

○委員長 なければ意見はこれにて終結する。

○委員長 暫時休憩する。 (10:50)

○委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。 (10:50)

○委員長 これより採決する。陳情第1号は、不採択とすることに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、陳情第1号は、不採択とすることに決定した。

【閉会中の継続審査の申し出について】

○委員長 次に、「閉会中の継続審査の申し出について」を議題とする。

事務局に閉会中の継続審査の申し出の説明を求める。

○事務局 常任委員会の行政視察で調査を行うに当たり、本会議閉会中においても継続して調査を行えるようにするための申し出である。裏面をご覧いただきたい。

(常任委員会の所管事務説明)

以上について、継続審査の申し出を行おうとするものである。なお、申し出は、各常任委員会委員長の連名で行うことが例となっているので申し添える。

○委員長 ただいまの説明に対し、質疑はあるか。

(質疑なし)

○委員長 なければ質疑はこれで終了する。

○委員長 これより採決する。「閉会中の継続審査の申し出について」は、説明のとおりとすることに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、別紙の総務厚生常任委員会に係る閉会中の継続審査事件一覧表に記載のある審査事件について継続審査とすることに決定した。

【委員長報告】

○委員長 以上で、この委員会に審査を付託された案件は全て終了した。委員長報告については、私に一任願えるか。

(異議なし)

○委員長 それでは、私に一任願う。

【閉 会】

○委員長 これで総務厚生常任委員会を閉会する。

(10時51分)

矢板市議会委員会条例第25条の規定により署名する。

令和 年 月 日

総務厚生常任委員会委員長